



輝け! 中小企業・組合

はじめに

我が国の経済状況は、全体としては明るさが見られ、緩やかに回復しているところではありますが、その広がり地域経済や中小企業にまで及んでいないのが現状です。さらに、原油価格の高騰などの懸念材料もあり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

戦後間もない昭和24年、混乱した企業経営を安定させるため、組織対策と金融政策を2本の柱とした「中小企業等協同組合法」が公布されました。そして、昭和30年12月の同法改正により中小企業団体中央会が法制化され、同月19日に静岡県中小企業等協同組合中央会(33年に現名称に変更)が設立。30年代半ばには、国民総生産の増加率が毎年前年比10%を超える高度成長期を迎え、工業製品や生活必需品の大量生産、大量供給、大量消費がなされる時代となりました。

驚異的な経済成長の下、スケール・メリットを追及した中小企業施策により中小企業構造の高度化が進められ、静岡県下の組合設立もより活発さを増し、昭和43年には年間98件の組合設立を記録しました。

その後、バブル景気とその崩壊、そして平成不況と、日本経済全体が厳しい状況に陥っていく中、平成11年には「中小企業基本法」が30年ぶりに改正され、中小企業の組織化対策についても、異業種組合や任意グループなどの“多様で活力ある中小企業育成”に力が注がれていきました。

本誌は、戦後60年を迎えた今日まで、目まぐるしく変化をし続けてきた社会・経済環境を、50周年を迎えた静岡県中小企業団体中央会を中心に、中小企業政策、組合の変遷をつづったものです。

平成17年9月

静岡県中小企業団体中央会

CONTENTS

中小企業・組合の軌跡

中央会及び組合の活動

昭和20～39年	P3
昭和40～59年	P5
昭和60～平成5年	P7
平成6～13年	P9
平成14～17年	P11

中小企業施策の変遷

中小企業施策及び協同組合法等のながれ

昭和20～60年代	P13
平成元年～10年代	P15

データ

設立組合、高度化実施組合等の動向	P17
------------------------	-----

中小企業・組合の軌跡 中央会及び組合の活動

昭和20～39年

昭和20年代

20年	連合国軍に無条件降伏（8月）
21年	静岡県商工組合中央会 解散 静岡県商工組合総連合会 発足
22年	商工中金静岡出張所 開設（11月）
23年	中小企業庁発足（8月）
24年	「中小企業等協同組合法」公布（6月）
25年	第1回中小企業等協同組合全国大会／東京（11月）
26年	「中小企業等協同組合法」改正（4月） 中央会機関誌「組合報」創刊
27年	第1回中小企業団体静岡県大会（表彰式典）開催 商工中金静岡出張所、静岡支店に昇格

昭和30年代

30年	中小企業等協同組合法改正法公布／中央会の法制化、組合設立の認可制度移行（8月） 静岡県中小企業等協同組合中央会 設立（12月19日）
31年	全国中小企業等協同組合中央会 創立（4月） 全都道府県で中央会の設立完了（5月）
32年	「中小企業団体の組織に関する法律」公布（11月） 中小企業等協同組合法改正／火災共済協同組合、同連合会の法制化（11月） 静岡県中小企業団体職員互助会（現 職員協会）発足 静岡県中小企業団体中央会に名称変更
33年	「中小企業時報」発行
34年	※「組合報」からの名称変更 静岡県中小企業団体中央会 事務所独立 火災共済事業を静岡県火災共済協同組合として独立
35年	第8回中小企業団体静岡県大会（10月） ※今大会から大会宣言、大会決議を採択 中央会機関誌100号発行
37年	浜松駐在所を開設 「静岡県給食組合協議会（現 静岡県給食協同組合連絡協議会）」発足（12月）
38年	県の制度融資に組合対象の「組合融資促進制度」発足 「中小企業基本法」成立・公布（7月） 沼津駐在所を開設
39年	第16回中小企業団体全国大会／静岡市「駿府会館」にて開催（11月） 「中小企業団体の組織に関する法律」改正（7月） 熱海駐在所を開設 「協業化促進委員会」を発足 第1回「労働実態調査」実施／現在まで毎年実施

敗戦からの復活

昭和20年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、敗戦。"戦後"が始まった。

静岡市は12回にわたる空爆で市街地は焦土と化し、航空基地、軍需工場の集積する浜松市も市街地の殆どが消失していた。

豊かさを謳歌する現在の姿はおろか、10年後にやってくる高度成長の面影すら予測できない窮乏と混乱からのスタートとなった。1人当たり実質国民総生産が戦前の水準まで回復したのは、30年に入ってからである。

20年代は、GHQ（連合軍総司令部）の指揮の下、新しい国家の枠組みを整える復興の期間であった。財閥解体、農地改革、労働三法の制定、独占禁止法の施行、ドッジ・ライン、1ドル=360円の設定、シャープ税制など「経済・社会の民主化」が強力に進められていった。日本経済再建の歩みを振り返ると、戦後2年間の「混乱期」に続く「傾斜生産」の時代、「経済安定計画」（ドッジ・ライン）の時代、「朝鮮特需」の時代、そしてその後の「反動不況」と、実に波乱に満ちている。

中小企業も、激しい情勢変化にほんろうされ続けた…。



終戦直後の静岡市の焦土風景（写真・静岡新聞社提供）

戦後、本格的な中小企業政策は23年、中小企業庁設立に始まる。混乱した企業経営を安定させるため、組織化政策と金融政策を2本柱に「中小企業等協同組合法」や「中小企業安定法」の制定、国民金融公庫、中小企業金融公庫の設置など矢継ぎ早に各種施策が実施されていった。

静岡県中小企業団体中央会設立

20年代は中央会にとっても苦難の時代であった。商工組合法のもと活動してきた「静岡県商工組合中央会」は21年に解散。GHQの命により中央会の名称使用は禁じられ、一切の助成補助も断たれる中、30年の協同組合法改正で中央会が法制化されるまで8年間、「静岡県商工組合総連合会」として活動。昭和6年に設立した「工業組合中央会静岡県支部」からの歴史を守り、中小企業の結束を訴え続けた。そして、30年12月19日、静岡県中小企業等協同組合中央会（33年現名称に変更）が設立され、本格的な組合活動が開始された。「もはや戦後ではない―」、戦後復興期の終わりを宣言する象徴的な言葉である。昭和31年の経済白書は「神武景気」という名の大型好況をこう表現した。

30年代は、海外の好況に力を借りて輸出は大きく伸び、輸入や外資導入を規制する国内産業の保護政策と外国の先進技術の積極的導入のもと日本経済が国際競争力をつけると同時に、“投資が投資を呼んで”産業基盤が急速に拡充されていった。まさに経済史の奇跡といえる高度成長の時代であった。

35年には池田首相によって「所得倍増計画」が発表された。周囲が"大風呂敷"と陰口を叩く中で、名台詞「私はうそを申しません」の通り、計画は目標の10年を待たずに達成されたのである。そして神武景気から岩戸景気へと経済は成長を続け39年には東京オリンピックの開幕や新幹線の開通など経済は活況を呈し続ける。

しかし、大企業と中小企業の格差拡大による「二重構造問題」や、人手不足による賃金の上昇、金融難など、中小企業にとっては必ずしも安穏とした時代ではなかった。

「中小企業団体全国大会」を静岡市で開催

30年代の中小企業施策は"近代化"政策に重点がおかれた。38年には「近代化促進法」「近代化資金助成法」、さらに"中小企業の憲法"ともいうべき「中小企業基本法」が相次いで制定された。基本法は、その大きな目標を、中小企業の設備近代化・技術向上に定め、そのために経営合理化、産業構造の高度化、金融円滑化等々を改善しようとするものである。以後、基本法の趣旨にそって多くの関連施策が生まれていく。

37年には、中央会として浜松駐在所、翌年には沼津駐在所を開設。県下中小企業振興の拠点といえる中小企業会館の完成などがある。そして、39年、スケールの大きさでは空前絶後と言われた「第16回全国大会」が静岡市駿府会館で開催された。大会冒頭において、初代中央会会長増井慶太郎（故人）は「よう来てくれたノー。この静岡では遠来の客を向かえる時この言葉を最大のねぎらいとして用います。今、全国の同志にこの言葉で呼びかけることは、この上のない喜びであります」と語り、満場は感動に包まれた。



「よく来てくれたノー」参加者を迎える増井慶太郎会長。

昭和40～59年

昭和40年代

40年	中央会「貯蓄共済制度」発足（1月） 国・県の助成による「労働指定集団」制度発足 「中小企業静岡」発行 ※「中小企業時報」からの名称変更
41年	商工中金沼津出張所が支店に昇格
42年	「中小企業団体の組織に関する法律」改正 ※協業組合制度の創設 静岡県中小企業青年中央会 発足（8月） 浜松事務所 開設
43年	沼津事務所 開設
44年	協同組合法施行20周年
46年	静岡県中央会創立15周年記念「明日に生きる中小企業展」開催（3月）
47年	「静岡県中小企業集団連絡協議会（現 静岡県中小企業労務改善団体連合会）」設置
48年	静岡県訪中経済代表団（増井慶太郎団長）訪中
49年	「中小企業組合土」制度創設 静岡県中小企業団体職員協会 発足

昭和50年代

50年	静岡県中小企業団体中央会「大型共済制度」推進開始（4月） 静岡県中小企業団体中央会が商工中金とタイアップして小規模企業融資を開始 静岡県鉄工組合連絡協議会の発足（6月） 第1回中小企業組合土認定（6月） 静岡県中小企業団体中央会第23回県大会「産業分野調整法制定推進決起大会」（9月） 静岡県中小企業団体中央会会員数が、1,000組合を突破（1,029組合）、年間予算約2億円、職員数は62人となる
51年	静岡県中小企業団体中央会 増井慶太郎会長（故）名誉会長就任 静岡県中小企業団体中央会 新聞伊津平（故）第2代会長に就任
52年	静岡県機械金属工業（協連）の設立
54年	静岡県食品産業協議会の発足 第1回「大ふるさと祭」開催（10月） 静岡県中小企業組織化実態調査を実施 静岡県における中小企業の組織化ビジョン作成
55年	第32回中小企業団体全国大会「熱海救世教会館」で開催 静岡県中小企業団体中央会沼津事務所、現在の八幡町へ移転、開所式を行う 静岡県中小企業団体中央会「金融相談室」設置「金融の知識」出版 静岡県中小企業団体中央会機関誌「中小企業静岡」で『商店街活性化への道』連載（28回）
56年	静岡県中小企業団体中央会 新聞伊津平会長 常任相談役に就任 静岡県中小企業団体中央会 井上光一 理事長 第3代会長に就任 静岡県中小企業集積化協議会を発足／団地化計画を進める 県下27団体が参加（4月） 静岡県産業防止協会が（社）静岡県環境資源協会に名称変更 第28回県大会「地域の活性化を拓く中小企業／浜松」で市内をアピール行進する。（10月）
57年	中国浙江省展の成功
58年	静岡県中小企業団体中央会浜松事務所開設15周年記念式典 「静岡県中小企業組合土会」の発足 静岡県中小企業団体中央会「年金制度」の推進開始 静岡県産業振興協同組合の設立
59年	静岡県中小企業団体中央会沼津事務所開設15周年記念式典

高度経済成長の光と影

昭和40年から45年までの57ヵ月間「いざなぎ景気」と呼ばれた好況が続く。

43年には名目的とはいえ、アメリカに次ぐ国民総生産世界第2位という経済大国に成長した。

そしてこの年、元禄時代の優雅さを連想させる「昭和元禄」なる言葉が登場した。また、マイカー、クーラー、カラーTVが庶民の憧れとなる"3C時代"を迎え、大量生産・大量消費といったスタイルが定着していった。

しかし一方で、ふたつの暗い"影"が忍び寄っていた。

それは「公害」と「交通事故」である。41年、交通事故による死者は13,319人に達し、「交通戦争」という新語が生まれた。また、42年には「公害対策基本法」の施行により基本姿勢が打ち出されたものの、"高度成長のツケ"である公害問題はますます深刻化していった。

この暗い影は、中小企業にとっては致命傷になりかねない重大な問題であった。

昭和45年3月、大阪で「日本万国博覧会」が開催。いざなぎ景気の"終幕"を飾る華やかなイベントとなった。

そして高度成長は、この後起こるふたつの“ショック”によって終焉を迎えることになる。46年、ニクソン大統領は1ドル=360円の固定相場制から変動相場制（1ドル=308円）に移行。さらに48年に勃発した第4次中東戦争が引き金となって、OPECは石油の供給制限と4倍もの大幅値上げを決定。高



物不足（写真・静岡新聞社提供）

度成長に急ブレーキがかかった。

49年には、実質経済成長率が戦後初めてマイナスを記録し、"不況の年でも実質経済成長はプラス"という成長神話がここに崩壊した。

40年代の中小企業施策をみると、"スケール・メリット追及"の考えのもと、中小企業構造の高度化が押し進められた時代といえる。42年には高度化事業助成のための中小企業振興事業団（現・中小企業基盤整備機構）が創立され、県下に工業団地、商業団地が登場し始めた。

組合設立がピークに

驚異的な経済成長は、静岡県下の組合設立につながり、43年には年間98件の組合設立を記録した。また、旺盛な設備投資意欲は、組合向け融資制度で知られる高度化資金の需要を喚起し、年間50件を超える組合が同資金を利用し、静岡県は高度化利用件数全国一を誇るまでになる。

昭和50年、時の経済白書は「高度成長から安定成長」へわが国経済は移行した…と宣言。それでも、世界経済が49年の第1次オイルショックの後遺症をひきずり、西側先進諸国が軒並みマイナス成長となる中で、わが国だけは3.1%増の経済成長プラス国となる。

これは、中小企業の7割以上が取り組んだという"減量経営"の賜物であり、54年の第2次オイルショックでも、このヒト・モノ・カネの減量経営が効果を発揮した。消費者の間でも「節約」への関心が芽生えていく。

「重厚長大」から「軽薄短小」へ……とある経済誌がこう位置付けたのは、50年代半ば頃である。石油危機を乗り切った中小企業は、企業の経営体質を強化するとともに、人材養成、新製品・新技術開発、情報収集力の強化などソフトな経営資源を充実させ、大企業に勝るとも劣らない中小企業群を出現させていく。また、経済のサービス化を背景に多くのベンチャー企業も誕生した。



42年、静岡県青年中央会が発足。

中央会会員組合が1,000組合突破

50年代は減速経済が定着し、不況が長期化する中で二つの不均衡が拡大した時代でもあった。一つは、50年に赤字国債を発行して以来拡大する財政赤字であり、一つは経常収支の黒字と、それを背景にした貿易摩擦の激化である。この構造的な問題は現在でも依然として未解決になっている。

中小企業政策は、規模の利益を追及することから脱皮し、「知識集約化政策」に転換してきた。組合活動も従来のハード事業から、情報、技術、人材などのソフトな経営資源を生かし育てていくことが求められる時代に入った。

組合の新しいケースとして“異業種連携組合”が注目を浴び出したのも、この頃である。

静岡県中央会も組織の充実を図り、42年には全国に先駆けて青年中央会を創立。職員協会、中小企業集団協議会、産業防止協会（現・環境資源協会）などの設立があった。

51年には、新聞伊津平（故人）が第2代中央会会長に選出。そして、57年には、現会長、井上光一が第3代会長に選出された。

55年には、第16回の全国大会開催県にもかわらず、第32回の中小企業団体全国大会を「熱海救世教会館」で開催した。

昭和60～平成5年

昭和60年代

- 60年 静岡県給食協同組合連絡協議会の発足（4月）
第31回 中小企業団体静岡県大会・静岡県中央会創立30周年記念式典（12月）
※静岡県中小企業団体中央会の会員は1,099組合、予算5億5,800万円、職員数は92人
- 61年 「組合情報化相談室」「組合情報ネットワーク化事業」など情報化対策事業始まる
「円高対策相談室」を開設（3月）
- 62年 「SYMPO '86」組合青年部県大会を開催（1月）
※青年よ、語ろう未来を、ふるさとを！
- 63年 「県融合化センター」が静岡県中小企業団体中央会に設置
税制対策研究会設置（消費税問題）

平成元年代

- 元年 協同組合法施行40周年・団体組織法施行30周年（10月）
- 2年 静岡県産業経済会館 開館（5月）
- 3年 「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（労働法）」施行（8月）
「改正消費税」施行（10月）
中小企業庁、組合法・団体法の弾力的解釈・運用を通達（新分野進出、協業組合の事業転換など）
- 4年 「改正大店法」施行（7月）
「中小企業流通業務効率化促進法」施行（10月）
- 5年 中小企業庁、組合法・団体法の弾力的解釈・運用について2度目の通達（直接奉仕、組合事業の範囲など）
「静岡県・浙江省経済交流促進機構」発足

昭和の終焉、平成の始まり

この期間の前半は、バブルに沸いた好景気。そして後半は、その急激な反動による未曾有の平成不況と日本経済の明暗は、くっきりと色分けできる。

昭和60年9月のプラザ合意をきっかけに円は急騰。その価値は合意前に比して、2倍以上（250円から120円台に）となり、輸出依存体質の日本経済を内需転換に向けされることになった。

中央会も緊急円高対策を重点事業に掲げ、関係機関にその対応と支援要請を強力に行った。

静岡県下の中小企業も、特に輸出関連の製造業を中心に血のにじむような省力化・合理化経営を続け、経営体質の改善に努めた。

高騰する円高を背景に、大都市を中心に地価は暴騰、同時に株価も高騰を続け、所謂「バブル経済」の全盛期を迎えた。

そして、昭和63年1月、昭和天皇が崩御し、波乱に富んだ「昭和」が終焉し、元号は「平成」にかわった。その年4月、消費税が実施されるに至った。中央会では、消費税実施にともなう中小企業経営の悪影響を考え、県下三会場で「売上税導入反対総決起大会」を緊急開催、今後の影響への警鐘を鳴らし続けた。

昭和60年には日航ジャンボ機が群馬県御巢鷹山に墜落する史上空前の惨事となり、63年には政財官を巻き込んだリクルート事件が発覚した。政治も短命内閣が続く、平成5年には、非自民の細川内閣が誕生するなど、平成の始まりは、日本社会全



63年は「融合化元年」、中央会内に県の融合化センターが設置された。

般の構造変化の先駆けのエポックメイキングの時でもあった。

60年には、第31回の中小企業団体静岡県大会が、中央会創立30周年を記念して開催され、翌年、今日の情報化社会の到来を予期して情報化事業を重点事業に掲げ、「組合情報化相談室」「組合情報ネットワーク化事業」が本格的に稼動した。

63年には、組織による新商品・新製品開発を支援すべく「融合化センター」を中央会事務所に設置した。

好調な高度化資金利用

平成元年には、史上最高値3万8,915円の日経平均株価は、平成4年、一挙に反転し1万5,000円を割り込むまでに急落。ここに「バブル経済」は崩壊した。

バブルの崩壊は、産業の血液と例えられる金融に大きく影響し、金融機関の不良債権処理に伴う「貸し渋り、貸し剥がし」が大きく社会経済の大問題として浮上。金融機関の混乱は激しく、北海道



静岡県産業経済会館オープン。平成2年5月

平成6～13年

日本一規模の中央会に

バブル経済の崩壊を受け、中央会の重点事業も不況対策、構造調整対策、組織化対策、環境対策、労働対策に重点を絞り、その後は情報化対策を組み込んで効率的な事業実施に取り組んだ。

平成6年には、これまで培ってきた組織化ノウハウを活かすべく「静岡県調査研究機構」を新たに発足。組合を問わず広く静岡県下の中小企業の調査研究機関として実績を上げてきた。

また、社会・経済環境に即応して上記の重点事業に加え、創業支援事業、情報化に対応したマルチメディア事業に着手し続けている。

昭和32年、「県庁の片隅に机を置いて、数人の職員が200万円足らずの予算で細々とスタートした中央会」。その時の会員組合数は281組合。

平成7年には、会員組合員数1,249、事業予算11億2,000万円、職員数は106名を数えるに至った。

30年ぶりに「中小企業基本法」改正

バブル経済の崩壊以降、依然日本経済は厳しい平成不況の只中にあった。

静岡県中央会が傘下87組合に設置している「情報連絡員」からの月例報告では、平成12年度にあって「受注・売上ともに好転せず、悪化」との報告が続く。

この時期、金融機関の不良債権処理が依然進まず、貸し渋り傾向は依然県下中小企業経営に暗い影を落としていた。

政府はこの危機に対し「中小企業貸し渋り大綱」を発令し、中小企業への保証対策として「特別保証制度」を積極的に推し進めることになった。

社会・経済面でも、大手銀行の救済措置として公的資金の導入が決定され、これに対する国民の賛否が沸騰した。平成11年の興銀、一勧、富士銀の統合発表のように、大手銀行の合併が続いたのもこの時期である。

平成11年は、県下中小企業にとっても、一大転機の年でもあった。

この年、30年ぶりに「中小企業基本法」が抜本的に改正された。中小企業の憲法ともいえる同法

は、従来ややもすると弱者救済的色彩を帯びた法性格を有していたが、この改正では、「中小企業は経済のダイナミズムの源泉である」と定義づけ、中小企業の規模の定義を拡大するとともに、「格差是正というより、多様で活力ある中小企業育成」に力点を置くというものである。この改正に対しては、経営努力は続けるものの、依然、経済的弱者の地位にある多くの中小企業の切捨てにもなりかねないとの批判の声も多く聞かれる。同年「中小企業等協同組合法」も施行50周年を迎えた。

「50年の歴史、新たな団結に向けて」

厳しい平成不況の只中であるといえ、静岡県下の組合設立意欲は衰えず、新しい業態、業種による設立が続く。平成12年度にあっては、年間組合設立件数は25件。内容も社会経済環境を踏まえ高齢化、福祉関連、IT関連、環境分野などの設立が続いた。また、組合設立目的では、市場拡大、新市場獲得など共同受注事業が変わらず中心事業となっている。

平成13年には、かねてからその設立を切望されていた「静岡県中小企業団体レディース中央会」が設立された。全国でも17番目に当たる同会は、県下組合女性部の一大連合体であり、初代会長は富士宮駅前通り（商振）理事長の増田恭子氏が就任（現会長）。

「会員一人ひとりの個性が一大交響曲を奏でるような組織体であれ」との願いを込めて愛称を「シンフォニー」とした。



中央会女性部設立発起人会より



挨拶に立つ初代レディース中央会会長の増田恭子氏＝富士宮駅前通り（商振）おかみさんの会 会長。



役員（理事9人、監事2人）に就任した11人の方々。

平成14～17年

- 15年 「個人情報保護に関する法律」公布・施行（5月）
三位一体改革
- 16年 中小企業等協同組合法施行55周年・中小企業団体の組織
に関する法律施行45周年
- 17年 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業
新事業活動促進法）」成立（4月）
第51回中小企業団体静岡県大会・静岡県中央会創立50周年
記念式典（9月）
※静岡県中央会の会員は1,232組合、予算8億2,400万円、
職員数は79人

進展するIT環境の中で、黎明期を迎えたSOHO
業者の経済的地位向上と市場拡大を目的とした
SOHO連絡協議会の発足を手がけたものこの頃で
ある。

同年、9月11日、アメリカでの同時多発テロが勃
発。現在に至る陰惨なテロ事件の不気味な始まり
の年でもあった。

国内に目を転じれば、「聖域なき構造改革」をス
ローガンに小泉内閣が発足。国内の危機的環境を
背景に所謂「三位一体改革」が開始される。

その過程で「地方分権一括法」が公布され、「平
成の大合併」の名の通り、静岡県下の市町村合併
も一段と加速された。平成15年4月に旧静岡市、旧
清水市が合併「静岡市」となり、平成17年には全
国14番目の政令市となった。新しい浜松市も将来
の政令市を目指し、静岡県下では合併特例法の期
限が切れる平成18年3月末までには、42市町と（平
成15年4月と比して）半減することとなり、静岡県
下の村は消滅することになる。

以上のような地方分権の流れを受け、中央会では、平成15年度の静岡県大会において商工4団体共同提案として、地方独自性を活かした中小企業政策「3つの視点と12の提言」と題した政策提言を行った。その提言をもとに、構造改革支援ビジョン事業の中で具体的事業の作成に着手している。

平成16年、従来の中小企業支援法を一本化した「中小企業新事業活動促進法」が成立。「新連携」を核とした中小企業政策の実施に本格的に着手することになった。



神谷県青年中央会会長が大会決議文を高らかに朗読。左は商工四団体の代表者。



「新連携」とはいえ、その根底には従来の組合活動の実績と成果が活かされたものであり、県下中小企業組合にあっては、新しい連携事業の模索の新しい幕開けを意味している。

平成17年9月7日、「第51回中小企業団体静岡県大会・静岡県中央会創立50周年記念式典」を静岡市グランシップで開催。大会スローガンに「輝け！中小企業・組合 50年の歴史、新たな団結に向けて」を掲げ、県下中小企業組合とともに新たな地平に向けて歩む。

静岡県型中小企業政策～3つの視点と12の提言～

中小企業政策を見直す3つの視点

1. 地域特性・個性に合わせた中小企業政策の実現を！
2. 多彩な中小企業それぞれに応える中小企業政策の実現を！
3. 民間の智慧を活かした中小企業政策立案のためのシステム構築を！

地域を活性化する12の提言

- 上記視点に立った地域活性化のための具体策12項目を提言。
- (1) 地域ニーズを施策に反映させる「静岡県地域産業活性化推進会議」の創設
 - (2) 「施策公募システム」の創設
 - (3) 「地域活性化予算・21世紀枠」の創設(施策提言に柔軟に対応できる予算枠の確保)

- (4) 中小企業サイドに立った施策事務の簡素化
- (5) 静岡県における人材養成の拠点となる「中小企業アカデミー」の創設
- (6) 行政サービスのアウトソーシングによる民間活力の導入
- (7) 中小企業の資金調達機会を確保する多様な資金調達システムの構築
- (8) 地域内人材の育成・コーディネート機能の発揮
- (9) 地域文化を活かした産業振興
- (10) 経営意欲を喚起する中小企業税制
- (11) 組合の役割と地域内ネットワークの強化
- (12) 中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会の機能強化

中小企業施策の変遷

中小企業施策及び協同組合法等のながれ

昭和 20年代	
20年	連合国軍に無条件降伏（8月） 「労働組合法」公布（12月）
21年	日本国憲法公布 「商工協同組合法」公布 「商工協同組合法」施行（12月）
22年	「共同施設費補助金制度」の創設 ※現在の高度化資金の源となる
23年	中小企業庁 発足（8月）
24年	「中小企業等協同組合法」公布（6月） 国民金融公庫創設（6月）
25年	第1回中小企業等協同組合全国大会／東京（11月） 「中小企業信用保険法」公布（12月）
26年	対日平和条約調印・日米安全保障条約調印 「中小企業等協同組合法」改正（4月） 信用金庫、相互銀行の発足（6月）
27年	第1回中小企業団体静岡県大会（表彰式典）開催 「企業合理化促進法」制定（3月） 「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」公布・施行（8月） 商工中金、全都道府県に店舗設置完了
28年	「中小企業金融公庫法」、「中小企業信用保証協会法」公布・施行（8月） 「商工会議所法」公布（8月） 「中小企業安定法」施行（8月）
29年	中小企業近代化融資要領決定（9月）
昭和 30年代	
30年	中小企業等協同組合法改正法公布／中央会の法制化、組合設立の認可制度移行（8月） 静岡県中小企業等協同組合中央会 設立（12月19日）
31年	全国中小企業等協同組合中央会 創立（4月） 全都道府県で中央会の設立完了（5月） 「中小企業振興資金助成法」制定（5月） 「百貨店法」公布（5月） 「下請代金支払遅延防止法」公布（6月）
32年	「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」公布（6月） 「中小企業団体の組織に関する法律」公布（11月） 中小企業等協同組合法改正／火災共済協同組合、同連合会の法制化（11月）
33年	静岡県中小企業団体中央会に名称変更 中小企業信用保険公庫 設立（7月）
34年	「国民年金法」、「最低賃金法」公布（4月）
35年	「商工会の組織に関する法律」公布（5月） 政府、「国民所得倍増計画」発表（11月）
36年	「中小企業振興資金助成法」改正（3月） ※中小企業の工業団地を助成対象に追加
37年	国税通則法制定 「中小企業団体の組織に関する法律」改正（11月） 「商店街振興組合法」公布（5月）
38年	「中小企業近代化促進法」公布、「中小企業振興資金等助成法改正法」公布（中小企業近代化資金助成法に名称変更、高度化資金貸付制度創設） 県の制度融資に組合対象の「組合融資促進制度」発足 「中小企業基本法」成立・公布（7月）
39年	第16回中小企業団体全国大会／静岡市「駿府会館」にて開催（11月） 38年度中小企業白書（初の白書） 「中小企業近代化促進法」改正（4月） 「中小企業団体の組織に関する法律」改正（7月） 「協業化促進委員会」を発足 心身障害者の雇用促進を図る「潜在労働力開発委員会」を発足

昭和 40年代	
40年	「中小企業近代化資金助成法」改正／高度化資金貸付対象に企業組合を追加（5月） 「小規模企業共済制度」発足（6月） 国・県の助成による「労働指定集団」制度発足
41年	「官公需についての中小企業者の受注機会の確保に関する法律」施行（6月）
42年	「中小企業団体の組織に関する法律」改正 ※協業組合制度の創設 中小企業振興事業団（現 中小企業基盤整備機構）発足 公害対策基本法公布・施行（8月）
44年	中小企業近代化促進法の改正（5月） ※特定業種の構造改善対策制度を創設 協同組合法施行20周年
45年	「下請中小企業振興法」施行（12月）
46年	青色事業主特別経費準備金制度創設（3月）
47年	青色申告控除制度創設（4月）
48年	静岡県訪中経済代表団（増井慶太郎団長）訪中 「中小小売商業振興法」施行（9月） 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」公布（10月）
49年	「中小企業組合士」制度創設
昭和 50年代	
50年	第1回中小企業組合士認定（6月） 公労共違法スト中小企業を襲う（11月）
51年	「中小企業事業転換対策臨時措置法」公布（11月） 静岡県中小企業分野確保育成同盟結成 ※2万人署名を集め、中小企業庁長官に分野調整法制定を陳情（3月）
52年	「事業分野調整法（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律）」公布（6月）
53年	「中小企業倒産防止共済制度」発足 「活路開拓事業」始まる ※組合、業界の将来ビジョンづくり 「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」公布（11月）
54年	「一日中小企業庁」「一日小規模企業相談室」開設（11月）
55年	中小企業等協同組合法改正（役員選挙の選任制、休眠組合整理など） 中小企業事業団設立／中小企業振興事業団と中小企業共済事業団が統合（10月） 中小企業政策審議会「80年代の中小企業ビジョン」発表
56年	浜松市がテクノポリスの候補地に決定 休眠組合整理
58年	ベンチャー・コーポラティブ・カレッジ開設 「異業種連携組合組織化指導指針」作成
59年	中小企業等協同組合法改正（員外利用の緩和、保証対象の拡大など）
昭和 60年代	
60年	エキスパートバンクの創設（組合指導コンサルタント事業など専門家を組合へ派遣）
61年	「組合情報化相談室」「組合情報ネットワーク化事業」など情報化対策事業始まる 「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」施行（2月） ※円高対策・事業転換を金融・税制面で支援 「円高対策相談室」を開設（3月）
62年	売上税反対運動広がる 売上税緊急セミナーを県内3会場で開催 ※参加者の緊急動議で「売上税反対集会」に切り換える 「コーポラティブ21委員会」の設置（組合の将来ビジョンづくり） 高度化資金金融制度改正（異業種団地、ミニ団地の適用など） 国際化セミナー開催（6月）
63年	「融合化法（異分野中小企業の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法）」施行（4月） 「県融合化センター」が静岡県中小企業団体中央会に設置 税制対策研究会設置（消費税問題）

平成	元年代
元年	「消費税」実施（4月） 協同組合法施行40周年・団体組織法施行30周年（10月）
2年	静岡県産業経済会館 開館（5月） 中小商業活性化支援事業の実施 中小商業政策審議会小委員会「90年代の中小企業ビジョン」発表（9月） 「フリペイド法（前払い式証票の規制等に関する法律）」施行
3年	外国人研修生共同受入事業 実施 「商法」「有限会社法」改正（4月） 「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（労確法）」施行（8月） 地球環境問題等への取組推進連絡会議 発足 「改正消費税」施行（10月） 中小企業庁、組合法・団体法の弾力的解釈・運用を通達（新分野進出、協業組合の事業転換など）
4年	「改正大店法」施行（7月） 「中小企業流通業務効率化促進法」施行（10月） 「地域中小企業集積の創造的発展の促進に関する法律」施行（10月）
5年	エネルギー環境対応事業の実施 中小企業庁、組合法・団体法の弾力的解釈・運用について2度目の通達（直接奉仕、組合事業の範囲など） 「静岡県・浙江省経済交流促進機構」発足
6年	全国中央会会長に井上光一氏、就任 「改正労働基準法」施行（4月） 「製造物責任（PL）法」成立（6月） 協同組合法施行45周年・団体組織法施行35周年（9月） 組合設立原則自由化／火災共済、信組を除き組合設立届書不要に。許認可法に伴う関連法改正による（11月） 中小企業庁、「組織化政策懇談会」を設置
7年	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」成立（3月） 中小企業緊急円高対策（3月） 「リストラ支援法」成立（3月） 中小企業PL保険制度 発足（7月）

8年	中小企業事業展開支援貸付制度創設／通産省（9月） 「廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」公布・施行（6月） 「労働安全衛生法の一部を改正する法律」公布（6月） 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」公布（6月） 中小企業関係4団体、「週所定労働時間の猶予措置の延長等」を通商産業大臣に要望（7月）
9年	「商工中金の民営化反対に関する要望／全国中央会会長、日本商工会議所会頭連名」を通商産業大臣、自由民主党行政改革推進本部長、商工部会長等に陳情 消費税、3%から5%に引き上げ（4月） 「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律」公布（11月） 通商産業省、「貸し渋り」に対する中小・中堅企業対策を発表（12月） 地球温暖化防止京都会議、温室効果ガス削減目標を盛り込んだ「京都議定書」を採択して閉幕（12月） 「介護保険法」公布（12月）
平成	10年代
10年	「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」成立・公布（2月） 「特定非営利活動促進法」成立（3月） 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」公布（6月） 「大規模小売店舗立地法」公布（6月） 「金融システム改革法」など金融ビックバン関連4法成立（6月） 「地球温暖化対策の促進に関する法律」公布（10月） 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」公布（10月） 労働省、「教育訓練給付金制度」を創設（10月）
11年	E Uの通貨統合スタート（1月） 地域振興券の交付開始（1月） 「中小企業経営革新支援法」公布（3月） 「産業活力再生特別措置法」等成立（8月）

	介護保険の「介護認定」申請が全国の市区町村で開始 「中小企業基本法等の一部を改正する法律」公布（12月） …基本理念を「大企業との格差是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の発展育成」に転換（11月） 中小企業組合から会社への組織変更を可能とする「中小企業団体の組織に関する法律」の改正法案7改正法案を束ねた「中小企業事業活性化法案」成立（12月） コンピュータ2000年問題で官公庁と民間企業で200万人以上が特機
12年	中央省庁再編、経済産業省設置 介護保険開始（4月） 「大規模小売店舗立地法」施行 「容器包装リサイクル法」完全施行 「書面一括法」成立 中小企業等協同組合法等50本の法律が一括改正され、ITを活用した組織運営が可能となった。（11月） 改正「民事再生法」成立（11月） 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」成立（11月） 中小企業指導法を中小企業支援法に改正 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の改正
13年	家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設資材リサイクル法公布 中小企業IT化推進計画 商工会法の改正（合併の促進） 商法改正（ストックオプションの制限緩和、株式の無額面化、1株あたり純資産額5万円の制限廃止など）
14年	中小企業信用保険法の改正／DIP保証の創設（11月） 中小企業再生支援協議会の設置 中小企業挑戦支援法 知的財産基本法（12月） 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（12月） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
15年	最低資本金制度の特別措置 保証協会に借換保証制度を新設

「産業活力再生特別措置法」改正（4月） 「個人情報の保護に関する法律」公布・施行（5月） 三位一体改革 「構造改革特別区域法」公布	16年	中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正（4月） 商工会議所法及び商工会法の一部改正	17年	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」成立（4月） 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（4月）
--	-----	--	-----	--

データ

設立組合、高度化実施組合等の動向

	事業 協同 組合	企業 組合	協業 組合 (※1)	商工 組合	商店街 振興 組合 (※2)	協同 組合 連合会	生活 衛生 同業 組合 (※3)	信用 組合	商店街 振興 組合 連合会	合計	融合化 認定 組合数 (※4)	経営 革新 支援法 認定数 (※5)	高度化 資金 貸付 件数 (※6)	高度化資金 貸付額 (千円)
昭和30(1955)年	83	3	—	1	—	0	0	0	—	87	—	—		
昭和31(1956)年	48	1	—	1	—	0	0	0	—	50	—	—		
昭和32(1957)年	39	4	—	1	—	2	4	0	—	50	—	—		
昭和33(1958)年	66	7	—	8	—	1	4	0	—	86	—	—		
昭和34(1959)年	56	1	—	3	—	1	2	1	—	64	—	—		
昭和35(1960)年	68	1	—	5	—	0	2	1	—	77	—	—		
昭和36(1961)年	79	1	—	3	—	0	0	0	—	83	—	—	24	76,993
昭和37(1962)年	51	0	—	1	0	0	0	0	0	52	—	—	30	243,940
昭和38(1963)年	51	2	—	5	2	0	0	0	0	60	—	—	38	268,500
昭和39(1964)年	56	2	—	7	1	2	1	0	0	69	—	—	46	331,814
昭和40(1965)年	40	2	—	5	4	0	0	1	0	52	—	—	35	230,799
昭和41(1966)年	43	1	—	0	2	0	0	0	0	46	—	—	56	459,750
昭和42(1967)年	46	1	0	0	2	1	0	0	0	50	—	—	60	953,780
昭和43(1968)年	84	1	9	0	3	0	0	1	0	98	—	—	44	1,026,774
昭和44(1969)年	65	0	8	0	0	1	0	0	0	74	—	—	49	2,328,465
昭和45(1970)年	45	0	6	1	3	0	0	0	0	55	—	—	47	3,627,916
昭和46(1971)年	37	0	5	3	2	0	0	0	1	48	—	—	54	4,168,558
昭和47(1972)年	45	0	7	1	2	2	0	0	0	57	—	—	54	3,241,598
昭和48(1973)年	46	0	9	1	3	0	0	0	0	59	—	—	45	3,980,487
昭和49(1974)年	58	2	2	0	1	0	0	0	0	63	—	—	27	3,384,670
昭和50(1975)年	50	0	0	1	3	1	0	0	0	55	—	—	20	2,202,567
昭和51(1976)年	41	0	0	1	0	1	0	0	0	43	—	—	18	1,013,467
昭和52(1977)年	28	0	1	1	2	2	0	0	0	34	—	—	16	964,781
昭和53(1978)年	33	0	0	1	0	1	0	0	0	35	—	—	20	2,141,255
昭和54(1979)年	31	0	0	0	1	0	0	0	0	32	—	—	21	1,565,416
昭和55(1980)年	18	0	2	2	1	1	0	0	0	24	—	—	24	2,244,761
昭和56(1981)年	26	0	2	1	2	2	0	0	0	33	—	—	18	1,328,303
昭和57(1982)年	30	0	3	1	0	0	0	0	0	34	—	—	14	2,757,020
昭和58(1983)年	26	1	3	0	2	0	0	0	0	32	—	—	17	4,016,167

	事業 協同 組合	企業 組合	協業 組合 (※1)	商工 組合	商店街 振興 組合 (※2)	協同 組合 連合会	生活 衛生 同業 組合 (※3)	信用 組合	商店街 振興 組合 連合会	合計	融合化 認定 組合数 (※4)	経営 革新 支援法 認定数 (※5)	高度化 資金 貸付 件数 (※6)	高度化資金 貸付額 (千円)
昭和59(1984)年	29	1	1	0	2	0	0	0	—0	33	—	—	19	3,362,208
昭和60(1985)年	25	0	2	1	2	0	0	0	0	30	—	—	7	1,510,590
昭和61(1986)年	25	1	0	0	1	0	0	0	0	27	—	—	17	5,137,893
昭和62(1987)年	31	1	1	1	0	0	0	0	0	34	—	—	11	6,415,193
昭和63(1988)年	32	1	1	0	0	0	0	0	0	34	3	—	18	11,212,340
平成 元(1989)年	39	1	0	0	0	0	0	0	0	40	5	—	21	10,194,900
平成 2(1990)年	23	2	2	0	3	0	0	0	0	30	3	—	20	11,168,000
平成 3(1991)年	30	2	0	0	0	0	0	0	0	32	3	—	17	11,961,300
平成 4(1992)年	30	1	0	0	2	1	0	0	0	34	5	—	25	13,175,289
平成 5(1993)年	33	0	1	0	1	0	0	0	0	35	5	—	24	4,155,441
平成 6(1994)年	25	0	1	0	0	0	0	0	0	26	6	—	31	8,676,040
平成 7(1995)年	24	0	0	0	2	0	0	0	0	26	6	—	20	13,088,090
平成 8(1996)年	19	1	0	0	1	0	0	0	0	21	7	—	8	4,938,660
平成 9(1997)年	29	2	0	0	0	0	0	0	0	31	8	—	7	6,482,516
平成10(1998)年	21	1	0	0	0	1	0	0	0	23	8	—	14	7,346,296
平成11(1999)年	26	4	0	0	0	1	0	0	0	31	8	—	14	8,217,819
平成12(2000)年	22	3	0	0	0	0	0	0	0	25	—	—	9	5,100,800
平成13(2001)年	21	4	0	0	0	1	0	0	0	26	—	—	7	3,079,990
平成14(2002)年	16	4	1	0	0	0	0	0	0	21	—		3	1,056,380
平成15(2003)年	7	4	0	0	0	0	0	0	0	11	—	14(2)	6	3,423,700
平成16(2004)年	12	5	0	0	0	0	0	0	0	17	—	13(0)	4	2,272,039

※設 立：昭和40（1965）年までは「中央会30年のあゆみ」を、昭和41（1966）年以降は本会総会資料を基に作成
※高度化：昭和59（1984）年までは「中央会30年のあゆみ」を、昭和60（1985）年以降は本会総会資料等を基に作成

昭和33年 「中小企業団体の組織に関する法律」施行
昭和36年 工場集団化助成の創設（※6）
昭和37年 「商店街振興組合法」公布（※2）
昭和38年 「中小企業近代化資金助成法」施行（中小企業高度化資金となる）（※6）
昭和42年 協業組合制度創設（※1）
昭和63年 「融合化法」（異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法）施行（※4）
（異業種が連携し互いの技術や経営等のノウハウを提供しあい組合を設立。具体的な開発計画で「融合化法」の認定を受けた組合）
平成 7年 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（従来の融合化施策を包括し、研究開発から事業化まで一貫支援）施行
平成11年 「中小企業経営革新支援法」施行（平成15年度より中央会が受付窓口に）（※5）
平成13年 環境衛生同業組合から生活衛生同業組合に名称が変更（※3）



静岡県中小企業団体中央会